

令和6年度

指名競争入札参加資格審査申請書
(建設工事)

提出の手引

岩泉町総務課財政管財室

目次

1	指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について	
(1)	概要	1
(2)	資格審査を受けることができない者	1
(3)	競争入札参加資格基準	2
(4)	町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等	3
(5)	資格審査結果の通知	6
(6)	資格者名簿の有効期間	6
2	申請書類の作成等について	
(1)	指名競争入札参加資格審査申請書（様式1号）	6
(2)	希望職種表（様式第1号別紙）	8
(3)	営業所一覧表（建設工事）（様式第2号）	9
(4)	総合評定値通知書の写し	9
(5)	国税納税証明書	10
(6)	町税の滞納がないことの証明書（証明願）	10
(7)	申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）	10
(8)	岩泉町への申請における追加項目等及びその作成方法	10
3	資格者名簿登載後の手続について	
(1)	申請書類記載事項の変更届	12
(2)	資格の喪失	12
(3)	資格の取消し	13
4	各様式の記載例	

1 指名競争入札参加資格審査申請書の提出手続等について

(1) 概要

岩泉町が発注する工事の競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受け、指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

なお、岩泉町が発注する工事の工事種別は、次に掲げる 21 工種となります。

- ア 土木工事
- イ 建築一式工事
- ウ 電気設備工事
- エ 管設備工事
- オ 舗装工事
- カ 鋼橋上部工事
- キ プレストレスト・コンクリート工事
- ク 法面処理工事
- ケ 機械設備工事
- コ 塗装工事
- サ グラウト工事
- シ 通信設備工事
- ス しゅんせつ工事
- セ 造園工事
- ソ ボーリング工事
- タ 消防設備工事
- チ 標識設置工事
- ツ 鋼工作物工事
- テ 防水工事
- ト 水道施設工事
- ナ 解体工事

(2) 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- イ 町営建設工事入札参加資格者要綱（昭和 54 年岩泉町告示第 47 号）第 9 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項の規定により資格を取り消され、当該取消しの日から 3 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 競争入札参加資格基準

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

ア 次の表に掲げる競争参加資格希望工種区分（以下「工種区分」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事の種類について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を受けている者であること。

※ 希望する工種区分に対応した建設業の許可が必要となります。なお、契約締結権限を営業所等に委任する場合は、当該営業所等が専任の技術者を置く営業所であるとともに、当該営業所等が希望する工種区分に対応した建設業の許可を有している必要があります。

競争参加資格希望工種区分		建設工事の種類（建設業の許可業種）
コード	工種名	
01	土木工事	土木一式工事
02	建築一式工事	建築一式工事
03	電気設備工事	電気工事
04	管設備工事	管工事
05	舗装工事	舗装工事
06	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
07	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
08	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
09	機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
10	塗装工事	塗装工事
11	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14	造園工事	造園工事
15	ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
16	消防設備工事	消防施設工事
17	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事
21	解体工事	解体工事

備考

- 法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。
- 機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。
- 塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- 通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
- 鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。
- 防水工事 建物防水をいう。

イ 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の審査基準日が、令和 5 年 10 月 1 日以降となる総合評定値通知書を有する者であること。

ウ 希望する工種区分の完成工事高があること。

※ 完成工事高が「0」で経営事項審査を受けた工種区分については、申請することはできません。

エ 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）及び岩泉町税について、未納がないこと。

オ 法律で義務付けられている社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のことをいう。以下同じ。）への加入がなされていること。

カ 工事現場ごとに、法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができる者であること。

キ 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）にあつては、次に掲げる要件全てに該当する者であること。

（ア） 構成員は、資格審査の結果、希望する工種区分の資格者に認定される者であること。

（イ） 構成員は、5 者以内であること。

（ウ） 工種区分が同一のものについて、他の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

（4） 町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

※ この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

イ 提出書類（全ての申請者において共通）

申請に当たっての提出書類は、次ページの表のとおりとなります。記載方法等の詳細については、「2 申請書類の作成等について」及び「4 各様式の記載例」を参照してください。

提出書類一覧表

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ 注意事項
1	A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）	○	以下の書類を番号順にファイルにとじてください。
2	提出書類チェックリスト（No.1、No.2）	○	2枚ありますので、ご注意ください。
3	様式第1号及び別紙 申請書 <u>※ 今回の申請から代表者印の押印は不要ですので、ご注意ください。</u>	○	行政書士等が代理申請する場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。 希望する工事種別を確認するため、様式第1号別紙も必ず添付してください。
4	様式第2号 営業所一覧表	△	契約締結権限を営業所等に委任しない場合は提出不要です。
5	様式第3号 工事経歴書 （岩手県様式準用可）	△	機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事のいずれかの工種区分を申請する場合（当該工種区分の完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）に作成してください。
6	様式第4号 希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高 （岩手県様式準用可）	△	
7	総合評定値通知書の写し <u>※ 審査基準日が令和5年10月1日以降で、申請日時点で最新のものを提出すること</u>	○	申請日現在において、総合評定値を請求中であることにより提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。 ただし、総合評定値通知書が交付されたならば、直ちにその写しを提出してください。
8	様式第5号 技術職員名簿 （岩手県様式準用可）	○	記載するコードは、「技術職員名簿（様式第5号）記載コード一覧表」を参照してください。
9	様式第6号 委任状	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。なお、委任に当たっては、委任先が3-(1)の条件を満たしていること及び本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。

10	様式第7号 使用印鑑届	△	次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ① 入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合 ② 委任状(様式第6号)を提出する場合
11	印鑑証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	法人本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 個人住民登録地の市区町村が発行したもの
12	国税納税証明書(写し可) ※申請日から3か月以内のもの	○	法人納税証明書その3の3 個人納税証明書その3の2
13	町税の滞納がないことの証明書(証明願) ※申請日から3か月以内のもの。 <u>岩泉町に納税義務がある申請者は、必ず提出すること。</u>	△	法人の代表者が岩泉町内に住所を有する場合には、法人分に加え代表者個人分についても証明を受けて提出してください。 <u>※岩泉町内に事業所、営業所を有する申請者は必ず提出してください。</u>
14	様式第8号 承諾書	△	岩泉町内に事業所、営業所を有する申請者は提出してください。
15	社会保険等の加入を確認できる書類 ※総合評定値通知書において、社会保険等の一部または全部の加入状況が「無」となっている場合にのみ提出すること。(様式第9号は2-(4)-ウの該当する者のみ提出してください。)	△	提出する書類については、2-(4)-ウを参照してください。 ※ただし、令和2年10月1日以降に建設業許可(いずれかの申請区分)を申請し、取得した場合は不要。
16	財務諸表	○	直近2年分 法人：決算書類等 個人：収支計算に関する書類(申告書の収支内訳書)
17	建設業の許可を得ていることを証する書類の写し	○	必ず添付してください。
18	様式第10号 資本関係・人的関係調書	○	<u>資本関係・人的関係の該当がない場合でも必ず作成してください。</u> 該当有となる基準については、「様式第10号記載例」を参照してください。
19	様式第11号 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	○	<u>必ず本町の様式をお使いください。</u>

20	協定書の写し	△	申請者が経常共同企業体である場合に提出してください。
21	様式第 12 号 経営規模等総括表 (岩手県様式準用可)	△	

ウ 申請書の提出に当たっての注意事項

- (ア) 提出書類は、A4版紙製フラットファイル（色は任意）にとじ込みの上、表紙及び背表紙に「商号又は名称」と「町営建設工事入札参加資格審査申請書」を記入してください。
- (イ) 提出書類は、提出書類一覧表の中で準用可としているものに限り、岩手県様式を使用できるものとします。
- (ウ) 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第6号）及び使用印鑑届（様式第7号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

エ 申請書の提出先、問い合わせ先

- (ア) 提出先 : 岩泉町役場総務課財政管財室
- (イ) 所在地 : 〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
- (ウ) 電話番号 : 0194-22-2111 (内線 309)

オ 提出方法

原則郵送とします。

カ 提出部数

提出部数は、1部とします。

(5) 資格審査結果の通知

審査の結果は、令和6年6月下旬頃（予定）に岩泉町ホームページで公開します。

(6) 資格者名簿の有効期間

今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間の予定です。

2 申請書類の作成等について

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限りは直近の経営事項審査の審査基準日としてください。

(1) 指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

ア 英数字については、半角で入力してください。

イ 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。

ウ 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。なお、「新規」とは、岩泉町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。

エ 「03 業者コード」欄については、記載を要しません。

オ 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を

記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。

なお、個人事業者等で法人番号がない場合には記載を要しません。

カ 「05 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記してください。

キ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

ク 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。

なお、この表の区分に該当しない法人については、本様式上の略号を記載する（）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

ケ 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。

なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。

コ 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、（）を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、該当がある場合に記載してください。

なお、ファックス番号がある場合は、「17FAX 番号」欄に記載をお願いします。

サ 「18 担当者メールアドレス」欄については、岩泉町からの種々の連絡に対応できるEメールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。

シ 「19 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。

なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

ス 「20 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当

該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

セ 「21 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載してください。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載してください。

ソ 「22 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。

(ア) 「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、直近の経営事項審査の審査基準日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら建設業に従事している職員の人数を記入してください。

(イ) 「③その他の職員」欄には、ア以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあっては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。

(ウ) 「④計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。

(エ) 「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。

タ 「23 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。

なお、個人事業者の場合は記載不要です。

チ 「24 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これらに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 希望職種表（様式第1号別紙）

ア 「25 建設工事の許可業種等」の「①建設工事の許可業種区分」欄の「許可状況」欄については、法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（法別表第1による業種区分）について「○」を記載してください。

また、「許可区分」欄については、法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（一般建設業の許可）を受けている場合には「1」を、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（特定建設業の許可）を受けている場合には「2」を記載してください。

イ 「②資格審査希望工種区分」欄については、1(3)アの表の工種区分のうち、登録を希望する工種名を「工種名」欄に、当該希望工種のコードを「コード」欄に記載してください。

(3) 営業所一覧表（建設工事）（様式第2号）

ア この様式は、申請日現在の情報で作成するとともに、記載例に従って記載してください。

なお、契約締結権限を営業所等に委任しない場合は、本様式は作成不要です。

イ 営業所等が保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載してください。

(4) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しです。全ての申請者が提出の対象となります。総合評定値通知書の内容は、社会保険等の加入の有無の状況がいずれも「有」又は「適用除外」となっていることが必要です。

ただし、当該通知書において社会保険等の加入状況が「無」であった後に加入状況が「有」又は「適用除外」となった場合は、ウに掲げる当該事実を証明する資料を併せて提出してください。その他の注意事項については、次のとおりです。

ア 審査基準日が令和5年10月1日以降で、申請日時時点で最新のものを提出してください。

イ 許可行政庁に対し総合評定値を請求済みであるものの、申請書の提出期限までに提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。ただし、総合評定値通知書を受けたならば、直ちにその写しを提出してください。

ウ 社会保険等の加入状況が「無」となっている場合の「有」又は「適用除外」の事実を証明する書類は、次のとおりとします。

なお、当該書類のうち、領収書については「口座振替通知書」「納入証明書」等、払い込み状況を確認できるその他の書類に代えることができます。

(ア) 雇用保険については、次のいずれかの書類の写し

- a 労働（雇用）保険の保険料申告書及び直近1回（期）分の領収書
- b 事務組合発行の保険料納入通知書及び直近1回分の領収書

(イ) 健康保険及び厚生年金保険については、次のいずれかの書類の写し

- a 日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書
- b 健康保険組合の保険料の直近1回分の領収書及び厚生年金保険の領収書

(ウ) 社会保険等の加入義務がない場合は、社会保険等の加入義務がないことの届出書（様式第9号）

※ 最近になって初めて社会保険等に加入した場合には、当該保険の種類に応じ、次に掲げる書類の写しを提出してください。

(エ) 雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届の事業主控え

(オ) 健康保険及び厚生年金保険については、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え

※ 社会保険等に関する相談は、雇用保険については最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へ、健康保険及び厚生年金保険については最寄りの年金事務所へお願いします。

(5) 国税納税証明書

国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。（写し可。全ての申請者が提出の対象となります。）

【法人の場合】納税証明書（その3の3）

【個人事業者の場合】納税証明書（その3の2）

(6) 町税の滞納がないことの証明書（証明願）

岩泉町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。この書類は、岩泉町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。岩泉町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。

なお、法人の代表者の住所が岩泉町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。様式は「証明願」を使用し、「証明願」に必要事項を記入した上で、岩泉町役場町民課、各支所で証明（発行）を受けてください。

(7) 申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状（正本、任意様式）を提出してください。自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。

なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

ア 委任状の日付が申請から3か月以内のものであること

イ 委任の範囲が具体的に記載してあること

ウ 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること

エ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

(8) 岩泉町への申請における追加項目等及びその作成方法

岩泉町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次ページの追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容及び添付資料等については、15ページ以降の記載例をそれぞれ参照してください。

追加項目等一覧（岩泉町）

追加する項目①						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	工事経歴書（様式第3号）	希望する工種区分ごとに作成すること。 （岩手県様式第3号準用可）	△	△		
2	希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）	希望する工種区分ごとに作成すること。 （岩手県様式第4号準用可）	△	△	当該工種区分の施工実績の有無を確認するため	1-(4)-イ-提出書類一覧表5、6番の注意事項に該当する方は提出してください。
3	技術職員名簿（様式第5号）	主任技術者又は監理技術者となる資格を有する技術者を本様式に取りまとめること。（岩手県様式第5号準用可）	○	○	専任で配置可能な主任技術者又は監理技術者の在籍状況を確認するため	全ての申請者が提出すること。
4	委任状（様式第6号）	契約締結権限を代表者から営業所一覧表（様式第2号）に記載した営業所等の代理人に委任する場合に、本様式を作成すること。	△	△	支店・営業所等の契約締結権者を確認するため	契約締結権限を委任しない場合は不要。なお、複数の代理人への委任は認めない。
5	使用印鑑届（様式第7号）	登録印（実印）と契約書等に押印する使用印が異なる場合は本様式を作成すること。 委任状（様式第6号）を提出する場合は、必ず提出すること。	△	△	契約書等使用印の印影を確認するため	契約締結権限を委任しない場合で登録印（実印）を使用する場合は不要。
6	印鑑証明書	法人の場合は、本店所在地を管轄する法務局で発行されたもの。 個人事業者の場合は、住民登録地の市区町村で発行されたもの。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	全ての申請者が提出。提出する証明書は、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの（写し可）とすること。

7	財務諸表	直近2年分の財務諸表の写し	○	○	経営状況を確認するため。	全ての申請者が提出すること。
8	資本関係・人的関係調書 (様式第10号)	一定の資本関係・人的関係に該当する者の有無についての調書	○	○	入札参加資格審査申請をしている他の者との一定の資本関係・人的関係の有無を確認するため。	該当がない場合でも全ての申請者が提出すること。 作成に当たっては、記載例を参照すること。
9	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (様式第11号)	申請者が暴力団等に該当しないことについての誓約書	○	○	岩泉町暴力団排除条例(平成25年岩泉町条例第8号)に基づき、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため。	本町の様式を必ず使用するとともに、全ての申請者が必ず提出すること。提出がない場合又は他自治体の様式を使用した場合は、申請を受け付けない。

3 資格者名簿登載後の手続について

(1) 申請書類記載事項の変更届

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度、指名競争入札参加資格審査申請書変更届(様式第12号)を町長に提出してください。変更届の記載方法及び必要となる添付書類の例は、記載例を参照してください。

- ア 所在地、電話番号等を変更した場合
- イ 商号又は名称、代表者又は受任者等を変更した場合
- ウ 技術職員名簿(様式第5号)の記載事項に変更があった場合
- エ 法に基づく許可の取消し又は許可換えを受けた場合
- オ 資本関係・人的関係に変更があった場合
- カ 廃業した場合

(2) 資格の喪失

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合
- イ 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失った場合
- ウ 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消された場合

(3) 資格の取消し

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、町長は、岩泉町業者選定委員会の意見を聴いた上で資格を取り消すことがあります。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当する場合

イ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると認められた場合

ウ 1(2)ウに該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると認められた場合

エ 資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると認められた場合

4 各様式の記載例

次ページ以降のとおり

様式第1号

01	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新	02 受付番号※	-	04 法人番号	1234567899876	06 適格組合証明	取得年月日	年	月	日
		03 業者コード		05 建設業許可番号	123 - 123456	番号				

注)05については建設工事に係る競争について申請する場合に記入する。

指名競争入札参加資格審査申請書

令和6年度において、岩泉町で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 6 年 2 月 1 日

岩泉町長 殿

07	本社(店)郵便番号	027	-	0595						
08	本社(店)住所	岩手県	下閉伊郡岩泉町	岩泉字惣畑59-5						
	フリガナ	イワイズミケンセツ								
09	商号又は名称	(株)	岩泉建設							
10	代表者役職	代表取締役								
	フリガナ	セイ:	イワイズミ	メイ:	イチロウ					
11	代表者氏名	姓:	岩泉	名:	一郎					
12	本社(店)電話番号	0194	-	22	-	2111				
	フリガナ				セイ:	イワイズミ	メイ:	ジロウ		
13	担当者	部署名(所属名):	総務部		姓:	岩泉	名:	次郎		
		役職名:			※代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を記載					
14	担当者郵便番号	028	-	5641	※14~16について、本社(店)と同じ場合には、14、16を空欄とし、15に「本社と同じ」と記載					
15	担当者住所	岩手県	下閉伊郡岩泉町	門字町66番地1						
16	担当者電話番号	0194	-	25	-	4111	(内線番号	100)	
		※本社(店)と同じ場合には、「本社と同じ」と記載								
17	FAX番号	0194	-	22	-	3562				
18	担当者メールアドレス	iwaizumi			@	tantousha.jp				

(19 代理申請時使用欄)

19	申請代理人氏名	セイ： <input type="text" value="イワイズミ"/>	メイ： <input type="text" value="サブロウ"/>	行政書士登録番号	<input type="text" value="99999999"/>			
	姓：	<input type="text" value="岩泉"/>	名：	<input type="text" value="三郎"/>				
	郵便番号	<input type="text" value="027"/>	—	<input type="text" value="0501"/>				
	住所	<input type="text" value="岩手県"/>	<input type="text" value="下閉伊郡岩泉町"/>	<input type="text" value="岩泉字中家8番地2"/>				
	電話番号	<input type="text" value="0194"/>	—	<input type="text" value="22"/>	—	<input type="text" value="2111"/>		
	メールアドレス	<input type="text" value="iwaizumigyouseishosi@tantousha"/>						
20	外資状況	<input checked="" type="checkbox"/> 1 外資なし						
		<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 [国名： <input type="text"/>]		<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率： <input type="text"/> %)				
				<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率： <input type="text"/> %)				
21	営業年数	<input type="text" value="33"/>	年	(合併等後 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> ヶ月)				
		↑ 建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。						
22	常勤職員の人数(人)	<input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="10"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="60"/>	<input type="text" value="5"/>		
		①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤役職員等(④の内数)		
23	設立年月日(和暦)	<input type="text" value="平成"/>	<input type="text" value="1"/>	年	<input type="text" value="1"/>	月	<input type="text" value="4"/>	日
24	みなし大企業	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない						

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

希望工種表

25	① 建設工事の許可業種区分			
	番号	許可状況 (○を記載)	業種	許可区分
建設工事の許可業種等	01	○	土木一式工事	1
	02	○	建築一式工事	1
	03		大工工事	
	04		左官工事	
	05		とび・土工・コンクリート工事	
	06		石工事	
	07		屋根工事	
	08		電気工事	
	09		管工事	
	10		タイル・れんが・ブロック工事	
	11		鋼構造物工事	
	12		鉄筋工事	
	13		舗装工事	
	14		しゅんせつ工事	
	15		板金工事	
	16		ガラス工事	
	17		塗装工事	
	18		防水工事	
	19		内装仕上工事	
	20		機械器具設置工事	
	21		熱絶縁工事	
	22		電気通信工事	
	23		造園工事	
	24		さく井工事	
	25		建具工事	
	26		水道施設工事	
	27		消防施設工事	
	28		清掃施設工事	
	29	○	解体工事	1

② 資格審査希望工種区分		
番号	工種名	コード
01	土木工事	01
02	建築一式工事	02
03	解体	21
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		

営業所一覧表(建設工事)

番号		01				建設業許可業種															
営業所の名称		小川営業所				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	
営業所の代表者	役職	所長				1	1														
	フリガナ	イワイズミ		ジロウ		※左欄にセイ、右欄にメイを記載															
	氏名	岩泉		次郎		※左欄に姓、右欄に名を記載															
営業所の所在地	郵便番号	028	-	5641																	
	所在地	岩手県 下閉伊郡 岩泉町 門字町66-1																			
連絡先	電話番号	0194	-	25	-	4111	(内線番号)	100													
	FAX番号	0194	-	25	-	4276															
	メールアドレス	iwaizumi				@	tanntousha														

番号		02				建設業許可業種														
営業所の名称						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板
営業所の代表者	役職	① 契約締結権限を営業所等に委任する場合に作成すること。 ② 委任状(様式第6号)及び使用印鑑届(様式第7号)を併せて作成すること。 ③ 委任先の営業所等は1箇所とすること。																		
	フリガナ																			
氏名																				
営業所の所在地	郵便番号																			
	所在地																			
連絡先	電話番号																			
	FAX番号																			
	メールアドレス																			

記載要領

- 1 本表は、申請先地方公共団体の指名競争入札に参加するに当たって、本社(店)から受任する支店等営業所がある場合は、その状況について記載するもの。受任する支店等営業所以外に、特に記載する必要がある支店等営業所がある場合は、02番に記載すること。
- 2 「営業所の名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、都道府県から記載すること。
- 4 「メールアドレス」欄には、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- 5 「建設業許可業種」の欄には、経営事項審査を受けた建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。

工事経歴書

申請する工事種別 **機械設備** 工事

商号又は名称 **㈱岩泉建設**

注 文 者	元請又は 下請の区別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	請負代金の額（千円）	着 工 年 月	工 事 内 容
					完成（予定）年月	
国土交通省東北 地方整備局	元請	〇〇川〇〇閘門ゲート開閉 装置整備工事	宮城県	350,000	令和元年8月	駆動機器類更新 一式
					令和2年3月	開度計更新 一式
岩手県	元請	〇〇流域下水道〇〇汚水中 継ポンプ場改修工事	盛岡市	65,000	令和2年11月	ポンプ更新 一式
					令和3年3月	

- 1 この様式は、機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事、のいずれかの工種区分を希望する場合（完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）に、希望する工種区分ごとに作成してください。その他の工種区分については作成不要です。
- 2 本様式に代えて、岩手県様式第3号により作成しても差し支えありません。

記載要領

- この表は、申請する工事種別の年間平均完成工事高に他の建設工事の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合又は申請する工事種別に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に作成してください。
- この表は、申請する工事種別ごとに作成してください。
- この表は、申請書を提出する日の前年の10月1日の直前2年又は3年（経営事項審査に係る完成工事高の「2年平均」「3年平均」に対応）の営業年度に完成した工事で、官公庁発注に係る元請工事及び下請工事の主な工事について記載してください。
なお、官公庁発注工事の経歴がない場合は、民間工事について主な工事を記載してください。
- 工事名の欄には、請け負った工事が何の工事か分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載してください。
- 下請工事については、注文者の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、工事名の欄には下請工事の名称を記載してください。
- 工事内容の欄には、請け負った工事が何の工事の内容か分かるように施工延長、施工面積、構造等について簡略に記載してください。

申請する工事種別の直前 2 年間 ~~-(3年間)-~~ の年間平均完成工事高

商号又は名称

申請する工事種別	注文者の区分	直前 2 年 -(3年)- の各営業年度の決算に基づく工事施工金額						直前 2 年間 -(3年間)- の年間平均完成工事高
		前々々の営業年度		前々の営業年度		直前の営業年度		
		自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	自 2 年 7 月 至 3 年 6 月	自 年 月 至 年 月	自 3 年 7 月 至 4 年 6 月	
機械設備 工事 (機械器具設置工事)	官 公 庁			千円	千円 10,000	千円	千円 8,000	千円 9,000
	民 間				6,000		12,000	9,000
	計				16,000		20,000	18,000
機械設備 工事 (鋼構造物工事)	官 公 庁				20,000		60,000	40,000
	民 間				4,500		5,500	5,000
	計				24,500		65,500	45,000
その他の工事	官 公 庁				100,000		80,000	90,000
	民 間				34,500		35,500	35,000
	計				134,500		115,500	125,000
合 計	官 公 庁				130,000		148,000	139,000
	民 間				45,000		53,000	49,000
	計				175,000		201,000	188,000

上段に希望する工種区分を記載し、下段に建設業法上の建設工事の種類を各個書きで記載してください。

機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事以外の工事については、この欄で合算して計上してください。

合計欄の計は、総合評定値通知書の完成工事高合計と一致させてください。

記載要領

- この表は、申請する工事種別に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に作成してください。
- この表は、完成工事の請負代金の額を記載してください。
- この表は、経営事項審査の年間平均完成工事高の合計と一致するよう記載してください。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載してください。

- この様式は、機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事のいずれかの工種区分を希望する場合（完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）に作成してください。
- 本様式に代えて、岩手県様式第 4 号により作成しても差し支えありません。

技術職員名簿

商号又は名称

(株)岩泉建設

No.	氏名	生年月日	有資格区分コード													実務経験者 担当業種 コード	監理技術者 資格者証交 付番号	経営管 理責任 者	営業所 の専任 技術者	土木CPDS		建築CPD				
																					技術者 証登録 番号	取得ユ ニット 数	カード 登録番 号	取得単 位数		
1	岩泉 太郎	S30.10.10	1	1	3	1	2	0										0000000000	○							
2	岩泉 次郎	S40.11.11	1	1	3	0	0	1							02	08	0000000000		○							
3	岩泉 三郎	S50.12.12	1	3	7	1	4	7	0	0	2	2	3	0	20			0000000000		○						
			1	5	5	2	5	6	1	6	9															
4	岩泉 四郎	S60.1.1	2	2	1																					
5	岩泉 五郎	H10.2.2	2	1	4	0	0	5																		

1 この様式は、様式下部の記載要領に基づき作成してください。全ての申請者が提出する書類となります。
 2 生年月日の元号コード、有資格区分コード及び実務経験者業種コードについては、技術職員名簿（様式第5号）記載コード一覧表を参照してください。
 3 申請書を提出する日までに資格証明書（免状）等が交付されていない技術者については、記載できません。
 4 1人の技術者が資格を多数有しているため1行で記載しきれない場合は、複数行使用し、有する全ての資格のコードを記載してください。
 5 本様式に代えて、岩手県様式第5号により作成しても差し支えありません。

記載要領

- 1 この表は、申請する工事種別に対応する国家資格等を有する技術者について、申請書を提出する年の1月31日の状況で記載してください。申請する工事種別に対応していない国家資格については記入しないでください。
- 2 入札参加資格を有する主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等に所属している技術者を記載すること。
- 3 No.の欄には、通し番号を記載すること。

(記載例)

契約締結権限等を支店長、営業所長等に委任する場合は提出すること。

令和 年 月 日

岩泉町長 あて

「様式第1号 指名競争入札参加資格審査申請書」の申請者欄と一致

所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
商号又は名称 株式会社岩泉建設
代表者職・氏名 代表取締役 岩泉 一郎



委任状

私は、下記により代理人を定め権限を委任します。

記

「使用印鑑届」の「使用印」と一致

使用印

1 代理人 所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町門字町66番地1
営業所等名 株式会社岩泉建設 小川営業所
職・氏名 所長 岩泉 次郎



2 委任期間 令和 6 年 7 月 1 日 から 令和 7 年 6 月 30 日 まで

3 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 契約の締結に関する一切の権限
- (3) 保証金の納付、還付請求及び領収に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 請負工事の施工に関する一切の権限
- (6) 復代理人の選任及び解任に関する一切の権限
- (7) 工事完成保証に関する一切の権限
- (8) 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体における上記に関する一切の権限
- (9) その他上記に付随する一切の権限

委任期間は、令和6年7月1日～令和7年6月30日となります。

委任状を提出する場合、左記9項目全てを委任することが条件です。一部だけの委任は認めません。

- 注 1 委任する場合は上記委任事項のすべてを委任してください。一部を委任することは認めません。
- 2 委任期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間としてください。
- 3 人事異動等で受任者の変更があった場合は、変更後の年間委任状を提出してください。また、変更後の年間委任状の委任期間は、前任者の残任期間としてください。

- 1 契約締結権限等を委任しない場合で、実印以外を入札、契約等に使用する場合
 - 2 契約締結権限等を委任する場合
- 上記に当てはまる場合、提出すること。

使用印鑑届

令和 年 月 日


岩泉町長 あて

「様式第1号 指名競争
入札参加資格審査申請
書」の申請者欄と一致

所在地 **岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5**
商号又は名称 **株式会社岩泉建設**
代表者職・氏名 **代表取締役 岩泉 一郎** ㊞

私は、下記の印鑑を岩泉町との入札(見積)、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用したいのでお届けします。

記

使用印 (代表者印又は受任者印)


入札、契約等に使用する印鑑を押印すること。
ただし、入札、契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合は、「委任状」により定めた代理人の印鑑を押印すること。

(記載例)

町内業者のみ提出

承 諾 書

この申請書の提出に伴い、登録有効期間中において必要がある場合、当社（私）の岩泉町税資料の閲覧を承諾します。

令和 年 月 日

岩泉町長 あて

住 所 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地 5

商号又は名称 株式会社岩泉建設

代表者氏名 代表取締役 岩泉 一郎

実印

社会保険等の加入義務がないことの届出書

令和 年 月 日

岩泉町長 様

住所（所在地）岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5
商号又は名称 ㈱岩泉建設
代表者職氏名 岩泉 一郎

実印

次の理由により、雇用保険、健康保険等の加入義務がないことと見做されます。
なお、この届出書の記載事項について

1 雇用保険について

- 従業員がいないため、加入義務がない
- その他（理由を下記に記入してください）

（理由）

<労働局等に確認した場合は、下記も記入してください>

年 月 日に関係機関「 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

2 健康保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他（必ず理由を下記に記入してください）

（理由）

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）に加入していることにより適用除外の扱いとなるため

<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください>

令和〇年〇月〇日に関係機関「日本年金機構 宮古年金事務所」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

3 厚生年金保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他（必ず理由を下記に記入してください）

（理由）

<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください>

年 月 日に関係機関「 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

※該当する保険の口欄にチェックしてください。

1 この様式は、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「雇用保険加入の有無」のいずれかの数値等が「無」となっている場合において、社会保険等の加入義務がない場合に作成してください。
2 記載項目については、「無」となっている社会保険等についてのみ記載してください。
※ この記載例は、個人事業主が申請する場合で作成しております。

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

岩泉町長 あて

「様式第 1 号 指名競争入札参加資格審査申請書」の申請者欄と一致

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5

商号又は名称 株式会社岩泉建設

代表者職氏名 代表取締役 岩泉 一郎 実印

このことについて、岩泉町に対して競争入札参加資格の申請を行っている(競争入札参加資格を有している)資本関係・人的関係を有する他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

(1) 親会社等(会社法第 2 条第 4 号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑○番地○
商号又は名称	岩泉興産株式会社
本店電話番号	0 1 9 4 - 2 2 - 〇〇〇〇

(2) 子会社等(会社法第 2 条第 3 号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑○番地○
商号又は名称	岩泉コンサルタント株式会社
本店電話番号	0 1 9 4 - 2 2 - 〇〇〇〇

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
代表取締役	岩泉 一郎	岩泉興産株式会社	常務取締役

- 1 該当がない場合でも必ず作成し、提出してください。
- 2 該当有りとなる基準については、次のページの「様式第 10 号記載要領」を参照してください。
- 3 記載欄が足りない場合は、本様式の 2 枚目以降を作成してください。

様式第 10 号記載要領

1 資本関係・人的関係調書（様式第 10 号）は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、全ての申請者が提出してください。

2 資本関係・人的関係とは、次の（1）、（2）をいいます。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※親会社、子会社の定義

（会社法 抜粋）

第 2 条第 3 号（子会社の定義）

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

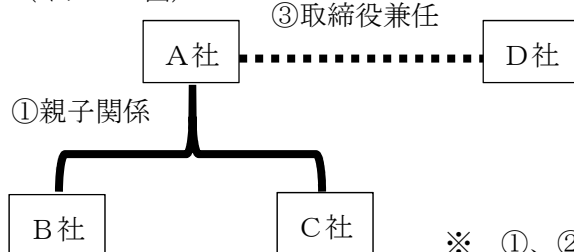
第 2 条第 4 号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※役員 の定義

- 1 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- 3 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

（イメージ図）



②親会社が同じ子会社同士

凡例

- 資本関係のつながりあり
- .- 役員等の兼任あり

該当基準

- ① 親会社と子会社の 2 者
- ② 親会社を同じくする子会社同士
- ③ 役員 の兼任等

※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

全者提出

(記載例)

令和 年 月 日

岩泉町長 様

「様式第1号 指名競争
入札参加資格審査申請
書」の申請者欄と一致

所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地 5
商号又は名称 株式会社岩泉建設
代表者職・氏名 代表取締役 岩泉 一郎

実印

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の

誓約書

私は、岩泉町が岩泉町暴力団排除条例（平成25年岩泉町条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、町営建設工事、建設関連業務及び物品の製造の請負又は物品の買入れ等の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 私は、条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、岩泉町から役員名簿等の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。また、当該役員名簿、本誓約書並びに入札参加資格審査申請書及びその添付書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察に提供することに同意します。
- 私は、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、入札参加資格の不認定その他の排除措置に従います。

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

※岩泉町暴力団排除条例（平成25年岩泉町条例第13号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（町の事務における措置）

第6条 町は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 ～5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7及び8 [略]

記入しないでください

記載例

経営規模等総括表

業者番号	※		経常共同企業体の名称					結成年月日	令和6年3月1日	
申請する工事種別	土木	工事	構成員	代表者	構成員	構成員	構成員	構成員	合計又は平均	
				(株)いわいずみ土木	(株)宮古建設	山田建設(株)				
経営規模 (X1)	年間平均完成工事高		官公庁	135,262 千円	90,563 千円	68,886 千円	千円	千円	合計	294,711 千円
			民間	86,663 千円	79,899 千円	153,039 千円	千円	千円	合計	319,601 千円
			計	221,925 千円	170,462 千円	221,925 千円	0 千円	0 千円	合計	614,312 千円
経営規模 (X2)	自己資本額			19,444 千円	10,496 千円	15,469 千円	千円	千円	合計	45,409 千円
	利益額			13,934 千円	7,673 千円	10,153 千円	千円	千円	合計	31,760 千円
経営状況 (Y)	経営状況の評点			640 点	872 点	701 点	点	点	平均	738 点
技術力 (Z)	元請完成工事高			31,685 千円	65,379 千円	21,565 千円	千円	千円	合計	118,629 千円
	技術職員数	1級		4 人	0 人	3 人	人	人	合計	7 人
		講習受講		0 人	1 人	0 人	人	人	合計	1 人
		基幹		0 人	0 人	0 人	人	人	合計	0 人
		2級		5 人	6 人	3 人	人	人	合計	14 人
		その他		2 人	0 人	1 人	人	人	合計	3 人
その他 (W)	その他の審査項目の評点			980 点	650 点	900 点	点	点	平均	843 点

記載要領

- この表は、申請する工事種別ごとに作成してください。
- 年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、経営状況の評点、元請完成工事高、技術職員数及びその他の審査項目の評点の欄には、各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書(審査基準日(決算日)が、申請書を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間に属するものに限る。)に記載されている申請する工事種別に係る数値等を記載してください。
- ※欄は記載しないでください。

(記載例)

指名競争入札参加資格審査申請書変更届

令和 年 月 日

岩泉町長 様

申請者欄は「指名競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）」の申請者欄の記載内容と一致させてください。
 ただし、住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名に変更があった場合は、変更後の内容で記載してください。
 押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

申請者 住所(所在地) 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
 商号又は名称 (株)岩泉建設
 代表者職氏名 代表取締役 岩泉 一郎 実印

担当者 所 属 営業課
 職・氏名 事務 岩泉 花子
 電話番号 0194-22-2111

先に提出しています町営建設工事に係る指名競争入札参加資格審査申請書の記載事項が、次のとおり変更となりましたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者	岩泉 一郎	岩泉 太郎	令和 5 年 4 月 1 日
営業所の選任技術者	岩泉 九郎	岩泉 十郎	令和 5 年 4 月 1 日

異動等により当初の申請内容に変更が生じた場合には、本様式に当該変更内容を記載し、下記の添付書類とともに速やかに岩泉町役場総務課まで提出してください。

※添付書類

変更事項	添 付 書 類
商号又は名称	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 7 号）（登録印鑑が変更の場合）
所 在 地	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） （本店又は登記されている営業所等の所在地が変更の場合）
代 表 者	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可）（法人の代表者が変更の場合） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 7 号）（登録印鑑が変更の場合） ・町税の滞納がないことの証明書（証明願）（代表者の住所が岩泉町内の場合）
委 任 関 係	・委任状（様式第 6 号）
使 用 印 鑑	・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 7 号）
建 設 業 許 可	・建設業許可通知書の写し ・変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し（営業所の許可業種が変更の場合）
技 術 職 員	・技術職員名簿（様式第 5 号） ・変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し、専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（営業所の専任技術者が変更の場合）
資本関係・人的関係	・資本関係・人的関係調書（様式第 10 号）
電話番号・FAX 番号	・添付書類不要で上記欄に記入
その他の事項	・その他指示する書類

資料 技術職員名簿（様式第6号）記載コード一覧表

注意事項

- (1) 申請書を提出する日までに資格証明書（免状）等が交付されていない技術者については、記載できません。
 (2) 「生年月日」欄の年号は、次のコードを使用してください。

年号コード	年号	年号コード	年号
T	大正	H	平成
S	昭和	R	令和

- (3) 「有資格区分コード」は、次の一覧から該当のコードを記載してください。

有資格区分コード	資格区分
001	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後高卒5年又は大卒3年の実務経験）
002	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）[大臣認定者]
004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）[大臣認定者]
005	監理技術者補佐（担当する業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者。）

建設業法	111	1級建設機械施工技士
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）
	113	1級土木施工管理技士
	214	2級土木施工管理技士（土木）
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）
	120	1級建築施工管理技士
	221	2級建築施工管理技士（建築）
	222	2級建築施工管理技士（躯体）
	223	2級建築施工管理技士（仕上げ）
	127	1級電気工事施工管理技士
	228	2級電気工事施工管理技士
	129	1級管工事施工管理技士
	230	2級管工事施工管理技士
	131	1級電気通信工事施工管理技士
	232	2級電気通信工事施工管理技士
	133	1級造園施工管理技士
234	2級造園施工管理技士	
建築士法	137	一級建築士
	238	二級建築士
	239	木造建築士
技士法	141	建設・総合技術監理（建設）
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	145	機械・総合技術監理（機械）

技 術 士 法	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電 気 工 事 士 法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種電気工事士	3年
電 気 事 業 法	258	電気主任技術者（第一種～第三種）	5年
電 気 通 信 事 業 法	259	電気通信主任技術者	5年
水 道 法	265	給水装置工事主任技術者	1年
消 防 法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種消防設備士	
職 業 能 力 開 発 促 進 法	171	建築大工（1級）	
	271	建築大工（2級）	3年
	164	型枠施工（1級）	
	264	型枠施工（2級）	3年
	172	左官（1級）	
	272	左官（2級）	3年
	157	とび・とび工（1級）	
	257	とび・とび工（2級）	3年
	173	コンクリート圧送施工（1級）	
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3年
	166	ウェルポイント施工（1級）	
	266	ウェルポイント施工（2級）	3年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	
	274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	3年
	175	給排水衛生設備配管（1級）	
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3年
	176	配管・配管工（1級）	
	276	配管・配管工（2級）	3年
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年
177	タイル張り・タイル張り工（1級）		
277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年	
178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		
278	築炉・築炉工（2級）	3年	

職業能力開発 促進法	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年
	180	石工・石材施工・石積み（1級）	
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年
	181	鉄工・製罐（1級）	
	281	鉄工・製罐（2級）	3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年
	183	工場板金（1級）	
	283	工場板金（2級）	3年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	3年
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年
	187	ガラス施工（1級）	
	287	ガラス施工（2級）	3年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）	
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）	
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年
	191	噴霧塗装（1級）	
	291	噴霧塗装（2級）	3年
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工（1級）	
	292	畳製作・畳工（2級）	3年
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年
	194	熱絶縁施工（1級）	
294	熱絶縁施工（2級）	3年	
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年	
196	造園（1級）		
296	造園（2級）	3年	
197	防水施工（1級）		

職業能力開発 促進法	297	防水施工（2級）	3年
	198	さく井（1級）	
	298	さく井（2級）	3年
その他	061	地すべり防止工事士	1年
	040	基礎施工士（基礎ぐい工事）	
	062	建築設備士	1年
	063	計装士	1年
	060	解体工事施工技士	
	199	舗装施工管理技術者（1級）	
	299	舗装施工管理技術者（2級）	
	399	舗装診断士	
	064	登録基幹技能者	

備考 資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

(5) 「実務経験者業種コード」欄

実務経験年数により技術者として認められている場合は、次の表から該当する業種コードを記入してください。

業種コード	建設工事の種類
01	土木一式工事
02	建築一式工事
05	とび・土工・コンクリート工事
08	電気工事
09	管工事
11	鋼構造物工事
13	舗装工事
14	しゅんせつ工事
17	塗装工事
18	防水工事
20	機械器具設置工事
22	電気通信工事
23	造園工事
24	さく井工事
26	水道施設工事
27	消防施設工事
29	解体工事